

選任していますか？



安全運転管理者

一定台数以上の乗用車や貨物車、バイク等を使用する事業所等には、自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行なう者として、安全運転管理者を選任しなければなりません。 ※ 道路交通法第74条の3第1項

安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪又は普通自動二輪は、それぞれ1台を0.5台として計算します。

※ 運行管理者を置く自動車運送事業者の事業所、貨物自動車運送事業者の事業所は安全運転管理者の選任義務はありません。

※ 台数に応じて副安全運転管理者を選任する必要があります。

→台数が20台以上40台未満の場合は1人、40台以上の場合は20台増加することに1人

※ 未選任の場合、道路交通法違反に問われる場合があります。（処罰規定あり）



安全運転管理者等の要件

| 安全運転管理者 | 副安全運転管理者 |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上) | 20歳以上 |
| 運転の管理に関し2年以上の実務経験 | 運転の管理に関し1年以上の実務経験 又は3年以上の自動車運転経験 |

【欠格事由】（安全運転管理者、副安全運転管理者共通）

- ・ 過去2年以内に、公安委員会から安全運転管理者等の解任命令を受けた者
- ・ 次の違反行為をして2年経過していない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両を提供する行為
酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為
自動車の使用制限命令違反
- ・ 次の違反行為を下命・容認してから2年経過していない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転
放置駐車違反

安全運転管理者等選任の届出

- 安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に、自動車の使用の本拠（事業所）の位置を管轄する警察署を経由して、公安委員会に届け出なければなりません。
- 届出に関することや安全運転管理者制度に関するご質問は、自動車の使用の本拠（事業所）を管轄する警察署又は警察本部交通企画課にお問い合わせください。